

## 清瀬市内部統制基本方針

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念に掲げ、市の基本構想・基本計画である「第4次清瀬市長期総合計画」の着実な実行に取り組んでいます。この実現にあたって、人口減少社会においても、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、内部統制が機能している組織であることが重要と考えています。

そこで、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、財務に関する事務その他総務省令で定める事務について、内部統制の目的である①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全を達成するため、内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を以下のように定めます。

### 1 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるように、事務手順を常に検証し、効率的かつ効果的な業務執行を推進します。

### 2 報告の信頼性の確保

財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報については、組織内外に向けて信頼性の確保に努めます。

### 3 業務に関わる法令等の遵守

根拠法令等の遵守を徹底し、適正な事務の執行に努め、公正な行政運営に努めます。

### 4 資産の保全

適正な資産管理を行い、効果的な利活用を推進します。

この基本方針に基づき、上記4つの目標の達成に向けて実効性を高めるため、内部統制体制の整備及び運用を実施し、その状況について公表してまいります。

令和6年7月19日

清瀬市長